

ボランティア活動団体 御中

ボランティア団体活動総合保障制度のご案内

立春の候、ボランティア活動に携わっておられます皆様におかれましては、日々ご尽力のことと存じます。しかし、その行事等の遂行上において、不幸にも事故が発生いたしますと、そもそもの目的が達せられないばかりか、後々まで悔いが残り、今後の活動に差し障りが生じることもございます。

このような事態を避けるために、種々の事故防止対策を講じておられることと存じますが、万が一事故が発生した場合の事故対策をも手配しておくことが必要です。

そこで弊社では、ボランティア活動団体役員およびボランティアの皆様が安心してその活動・行事に参加していただけますように、『ボランティア団体活動総合保障制度』をご提案申し上げます。

不慮の事故への対策としてご検討の上ご採用賜れば幸いです。

※死亡・後遺障害／賠償責任補償については、ニューインディア保険会社が引受しております。

この度の募集には、平成30年4月1日よりの1年間の契約としています。

【特定非営利活動法人全国自治会活動総合保障共済会】

〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝ノ口 469 番地の5 リオ・ヴィジュアル加古川1階
TEL 079-456-0880

【取扱代理店】

IBN ホールディングス株式会社

〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝ノ口 469 番地の5 リオ・ヴィジュアル加古川2階
TEL 079-451-6213/FAX 079-451-6218

①この保障制度の特色は

1. 年間のボランティア団体活動、行事をもれなくカバーいたします。

ボランティア団体が1年間に主催または共催するすべての活動や行事をもれなくカバーいたしますのでご安心です。

2. 契約上のお手間をおかけいたしません。

年1回のご契約で1年間の全ての行事をカバーいたしますので、行事の都度保険のお申込みをいただく煩わしさがはぶけます。

3. ワイドな補償をいたします。

活動や行事にともなって生じる対人・対物賠償事故のほか、ボランティア自身が被る傷害事故を包括的にカバーいたします。

①ボランティア活動や行事に参加中の方々および第三者の方に対する賠償責任事故（ボランティア団体として、ボランティア相互間）

②ボランティア活動・行事に参加中の方々が被る傷害事故

4. 割安な掛金になっています。

既存の損害保険会社の保険に比べ掛金が割安になりました。

②ご契約のしくみ

1. 保障制度加入者

ボランティア団体の代表者

2. 保障期間

1年間とします。

3. 被共済者…次の方々の損害について保険金をお支払いします

保障内容	被共済者
① 賠償責任担保条項	ボランティア活動団体およびそのボランティア
② 傷害担保条項	ボランティア

4. 対象となる活動・行事

ボランティア団体が主催または共催し、総会・運営委員会または会則に基づく手続きを経て決定されたボランティア活動・行事とします。

◇例えば

①スポーツ活動	運動会／野球・ソフトボール大会・バレーボール大会 等
②レクリエーション活動	お祭り、盆踊り、ハイキング、キャンプ
③文化活動	講演会、講習会／展覧会
④清掃活動	道路・どぶ掃除／公園掃除
⑤防火・防犯活動	防災訓練・消火訓練／夜まわり（実際の消火活動は含まれません）
⑥その他の活動	役員の定例集会、会費等の集金、新年会、忘年会

ご契約タイプおよび掛け金

契約タイプ		Aセット	Bセット
保障内容			
賠償責任限度額(対人・対物共通)		5,000万円	1億円
傷害 共済金	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円
	入院日額	3,000円	5,000円
	通院日額	1,500円	2,500円

※賠償責任については、免責金額を1事故千円とします。

1名あたり掛金 (4月～6月加入の場合)	250円	500円
1名あたり掛金 (7月以降加入の場合)	残月数×25円	残月数×50円

※最低掛金は、期間を問わず、2,000円となります。

※全国自治会活動総合補償共済会は、自治会のみを対象としていましたが、多くの住民団体の皆様のご要望を受けて、各種団体様に関しても、個々のリスク判断に基づき、独自の補償制度として引受させて頂いております。